

平成 2 3 年度事業計画

社会福祉法人宇都宮市社会福祉協議会

平成23年度

事業計画

◎事業方針

近年、少子高齢化が急速に進行する中で、家族形態の変化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化などにより、人々の連帯意識が希薄化してきており、地域社会において、様々な福祉課題や生活課題が生じてきております。

このため、本会では、住民参加を主体とした地域福祉活動を推進する団体として、誰もが住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、ともに支えあい助けあいながら、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を目指して、本年3月に、今後の地域福祉活動推進の指針となる「第2次宇都宮市地域福祉活動計画」を策定しましたが、この計画に基づき各地区社会福祉協議会とともに、様々な福祉事業や福祉活動に取り組みます。

また、本会が実施している介護保険事業につきましては、経営の安定化に努めるとともに、介護サービスの質の向上に取り組みます。

さらに、宇都宮市から受託している指定管理施設につきましては経営の効率化に努めるとともに、利用者本位の運営に取り組みます。

◎事業概要

1. 地域福祉活動の推進

(1) 住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

(ア) 地区社会福祉協議会と連携による地域福祉活動の推進

ともに支えあう地域社会を目指して、福祉協力員による見守り・声かけ活動やひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業など住民相互の支え合い活動を推進します。

(イ) 市社会福祉協議会の地域福祉活動の推進

住み慣れた地域や家庭で自立した心豊かな生活が送れるよう、利用会員と協力会員で構成する有償のファミリーケアサービス事業、様々な福祉課題・生活課題について相談支援を行う総合相談センター事業や福祉車両・車椅子の無料貸出し事業などを推進し自立生活の支援に取り組みます。

(2) ボランティア活動・市民活動の推進

ともに支え合い助け合うことを基本としたボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を随時受け付け、ボランティアを頼みたい人との仲介・調整を行うとともに、ボランティア情報の提供やボランティア養成講座を開催しながらボランティア活動への参画の促進に取り組みます。

(3) 地域福祉を支える基盤の整備

ともに支えあう地域社会を実現して行くためには、本協議会の関連施策の充実のみならず、地域の住民の主体的な活動が不可欠です。

このため、ボランティア・市民活動グループや自治会・民生委員児童委員協議会などの関係機関、障害者福祉会連合会・老人クラブ連合会などの福祉団体、高齢者・障がい者・児童の福祉施設など、あらゆる組織と互いの特性や機能を発揮しあいながら協働して進めるため連携を強化します。

2. 介護保険事業の推進

介護保険法に基づき、要介護者等の心身の状況にふさわしい介護サービスを提供するとともに、介護保険事業者としてサービスの質の向上や改善を図り、適切に介護保険事業を推進します。

3. 指定管理施設等の管理運営

老人福祉センター、障がい者福祉センター等の指定管理施設については、設置目的や特性、業務内容等を踏まえて、市民の福祉の増進を図るとともに、より効率的・効果的かつ施設の機能を最大限に発揮できるよう適切な管理運営に努めます。

◎具体的な事業

1. 地域福祉活動の推進

(1)住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

基本施策／事業	内 容
(ア)地区社協と連携による地域福祉活動の推進	
①福祉協力員制度の促進 ・福祉協力員地域ブロック別研修会 （年1回） ・福祉協力員活動費助成	各地区社会福祉協議会ごとに福祉協力員を整備し、同じ地域で暮らす住民として、福祉に関する問題や悩み・不安や孤独感を抱える方々に対して、見守りや声かけを行うなど、「住民相互の支えあい運動」を推進します。 福祉協力員の活動を充実させるため研修会を実施します。 地区福祉協力員連絡会に対し活動費を助成します。 （地区割+@1,000×人数）
②ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業の促進 ・ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業助成	おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者の方々を対象に定期的に会食会を開催し、孤独感の解消を図るとともに地域での仲間づくりを推進します。 ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業を開催費用の一部を助成します。 （年6回以上12回まで・開催回数×400円×参加者+5名）
③敬老会開催の支援	宇都宮市、市社会福祉協議会、地区会社福祉協議会が共催で開催し、地域ぐるみで開催する敬老会などの開催費用の一部を助成します。
④地区福祉まつり事業の促進	地区社会福祉協議会が関係機関・団体と連携・協働して開催している地区福祉まつり事業の開催費用の一部を助成します。 （5回まで・1回あたり50,000円以内）
⑤地区社協だよりの発行促進	各地区社会福祉協議会の活動状況の紹介や地域の福祉に関する情報を提供するため発行している地区社協だよりの発行費用の一部を助成します。 （年1回・発行費の1/2）
⑥男性高齢者調理講習会開催の促進	おおむね65歳以上の男性の方々を対象に、調理講習会を開催し、自立した心豊かな生活がおくれるよう、調理方法を学ぶとともに同世代の方々との交流を推進します。事業費の一部を助成します。 （材料費及び講師謝礼金等の合計額の1/2）
⑦ふれあい・いきいきサロン設置の検討 （※新規）	地域のひとり暮らし高齢者などを対象に、利用者もボランティアも一緒に楽しい時間を過ごすという気楽な「居場所」での活動で、交流機能ばかりではなく見守り・支援の役割も果たしながら、地域社会における支えあいを推進する事業として、新たに取り組むことを検討します。
(イ)市社会福祉協議会の地域福祉活動	
①ファミリーケアサービス事業の促進	日常生活を営む上で支障のある高齢者、障がい者、妊産婦などに必要な家事援助サービスを提供します。 ・提供日 月曜日～金曜日 9:00～17:00
②総合相談センター機能の強化	地域住民の抱える生活・福祉問題等の様々な心配ごと、悩みごと等の相談に応じられるよう相談窓口を開設します。 開設日 月曜日～金曜日 開設時間 9:00～15:00
③福祉理美容出張補助サービス事業の促進	理美容店に出向くのが困難な在宅の高齢者で、理美容の出張サービスを希望する方に、福祉理美容出張サービスの出張補助券を提供します。 （年間6枚までの補助券交付）
④ふれあい訪問事業の推進	ひとり暮らしのおおむね70歳の高齢者の自宅を定期的に訪問し、乳酸菌飲料を手渡すなどの方法により、安否を確認します。
⑤福祉車両貸出サービス事業の推進	車イス等を使用しなければ歩行等が困難で一般の交通機関を利用しにくい方が、車いすごと乗車できる福祉車両を貸出します。 ・利用回数 月2回で、1回につき2日まで
⑥車イス等貸出サービス事業の推進	一時的に車イス等の利用が必要な市民を対象に、車椅子等の貸出を行います。

基本施策／事業	内 容
⑦福祉機器・介護用品展示室の開設	寝たきり高齢者等在宅介護者に介護を安易にするための、福祉機器及び介護用品の情報を提供するため、福祉機器・介護用品展示室を常設します。 ・福祉機器の情報提供 ・介護用品の情報提供 開設日時 月曜日～金曜日 8:30～17:15
⑧援護事業	所持金紛失等により、目的地まで行くことができない行旅人に対して、旅費を貸付けます。(限度額500円)
⑨社会福祉資金貸付事業	緊急もしくはは一時的に生活費等に支障をきたした世帯に資金を貸し付けます。 ・貸付対象:市内に6ヶ月以上居住している方 ・貸付限度額:50,000円以内 ・貸付利子:無利子 ・連帯保証人:1人
⑩移送サービス事業の推進	在宅の重度障がい児者及び寝たきりの方を対象に、病院の通院、入退院、施設の入退所の送迎を行います。
⑪在宅介護者のつどいの推進	在宅で高齢者や障がい者の介護にあたっている方々に対し、在宅サービスの情報提供を行い、介護疲れを癒し、相互の交流、心身のリフレッシュを図ります。
⑫新たな地域福祉サービス開発の検討 (※新規)	誰もが住み慣れた地域や家庭で安心して生きがいをもって暮らし続けることができる地域社会の実現を目指し、現行の制度では対象とならない、対応できないといったニーズや制度が想定していなかった福祉課題や生活課題に柔軟に対応できる新たな地域福祉サービスの開発を検討します。

(2)ボランティア活動・市民活動の推進

基本施策／事業	内 容
(ア) ボランティアへの理解の促進	
①ボランティア養成・ボランティア活動の推進 ・ボランティア体験プログラムの実施 ・ボランティア入門講座の開催 (ぼらんていあSaturday) ・学生ボランティアの養成 サマーボランティアスクール ・技能ボランティアの養成 災害ボランティア養成講座 傾聴ボランティア養成講座 災害ボランティアフォローアップ講座	地域で幅広く活動するボランティアを養成するため、ボランティアを始めるきっかけづくりの各種ボランティア講座などを開催し、ボランティアへの理解の促進やボランティア活動への参画を推進します。 ボランティア活動のきっかけづくりを目的に、「エコキャップ運搬ボランティア体験」を行います。(毎月1回/年12回) 活動実践へつなげることを目的に、ボランティア活動への興味・関心から始まる入門講座を開催します。(全7回) 高校生から大学生を対象としたボランティアスクールを開催します。(7月・8月/全3回) 災害ボランティアを養成するための講座を開催します。(6月/全5回) 傾聴ボランティアを養成するための講座を開催します。(9月/全5回) 災害ボランティア登録者を対象に、フォローアップ講座を開催します。(H24・1月/全1回)
②ボランティア団体への活動支援の推進 ・宇都宮ボランティア協会への助成 ・中間支援組織との連携強化 ・ボランティア研修会・交流会の開催 (※新規)	ボランティア団体が独自に開催する研修会への支援や、ボランティア団体に様々な福祉機材などを貸出することで、ボランティア個人の資質の向上や団体の円滑な活動を支援します。 宇都宮ボランティア協会に助成金を交付し、活動を支援します。 市民活動サポートセンター等の中間支援との連携を強化します。 登録しているボランティア団体・個人を対象に、研修会と交流会を開催します。(H24・3月)

基本施策／事業	内 容
③出前福祉講座の充実	学校や地域の企業に対して障がい者当事者団体やボランティアグループとともに、車いすやアイマスクなどを用いて出前福祉講座を開始し、地域における障がいの理解と福祉活動への参画を推進します。
・出前福祉講座の実施 ・出前福祉講座サポーター養成講座（※新規） ・出前福祉講座連絡会（※新規）	学校や地域を対象とした出前福祉講座を開催します。 福祉教育の推進強化と、地域の人材をボランティアとして活動していただくことを目的に、出前福祉講座の開催を支援していただけるサポーターの養成講座を開催します。（H24・2月／全4回） 講師・アシスタント等を含めた連絡会を開催するとともに、出前福祉講座のプログラム開発を検討します。（年3～4回程度）
④災害ボランティアセンター機能の強化	市の「地域防災計画」に基づき、「災害ボランティアマニュアル」を作成し、災害ボランティア養成講座を開催しながら、地域住民の防災意識の高揚と災害時におけるボランティア活動への理解を促進します。
・市防災訓練への参加 ・災害ボランティアセンター運営訓練の実施 ・災害情報の収集・発信	市が主催する防災訓練に災害ボランティアとともに参加し、災害時に備えた訓練と、防災意識の高揚を図ります。 職員を対象とした災害ボランティアセンター運営訓練を行います。 国内外を問わず発生した災害情報を収集・発信します。
⑤善意銀行事業の促進	市民の方々からお預かりした善意の物品や金品を、日常生活に支障をきたしている方々や福祉施設・事業所などに拠出するとともに、使用済み切手やプルタブなどを収集し貸し出し用車いすなどの整備に充てるなど、住民同士の支えあい、助けあい活動を推進します。
・金銭・物品の預託・払出し ・収集物品の預託 ・火災見舞金の交付 ・緊急通報装置の設置助成	市民からの善意の金品の預託を受け、必要とする個人・施設等に払出を行い、活用します。 使用済み切手、プルタブ、エコキャップ等の預託を受けます。 火災全焼世帯を対象に、見舞金を交付します。 （1世帯10,000円） 緊急通報装置を設置する際の、設置費用の一部を助成します。 （1件30,000円）

(3)地域福祉を支える基盤の整備

基本施策／事業	内 容
(ア)関係機関・団体等との連携・協働の推進	
①自治会・民生委員児童委員協議会など関係機関との連携・協働の推進	ともに支えあう地域社会を目指して、社会福祉協議会が取り組む福祉協力員活動やひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業などにおいて、自治会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターなどの関係機関との連携・協働を進めます。
②福祉団体などとの連携・協働の推進	地域住民の福祉活動への参画を促進するため、ボランティアセンターが取り組む「出前福祉講座」「ボランティア養成講座」や、地域で取り組む各種福祉イベントにおいて、障害者福祉連合会や老人クラブ連合会などの福祉団体と連携・協働を進めます。
③福祉施設・事業所などとの連携・協働の推進	地域住民の福祉活動への参画を促進するために、各種福祉イベントにおいて、高齢者・障がい者・児童の福祉施設・事業所との連携・協働を進めます。
(イ)地域福祉活動への参画促進	
①広報・啓発活動の強化	地域住民の福祉活動への参画を促進するため年4回「社協だより」を発行し、福祉に関する情報の提供や福祉に関するイベントなどを紹介するとともに、ホームページを随時更新し、地域住民に向けた広報・啓発活動を推進します。
・広報紙の発行	「うつのみや社協だより」を発行します。（年4回発行） 地区社協の情報を発信するコーナーを設け、より身近な福祉情報を発信します。

基本施策 / 事業	内 容
・ホームページの充実	社会福祉協議会の情報を掲載します。(随時更新) 地区社協の情報を発信するコーナーを設け、より身近な福祉情報を発信します。
②財政基盤の強化	地域福祉事業を推進するために、毎年社会福祉協議会の会員を募集し自主財源となる会費を納入いただくとともに、「ぎんなん基金」についても広報活動や募金箱の設置を行いながら基金の造成に努めます。
・社協会員の拡大	普通会员及び賛助会員並びに特別会員の拡大の拡大を目指します。
・基金の造成及び適切な運用	ぎんなん基金寄附金を受け入れます。 募金箱新規作成による破損募金箱の交換、設置場所の増設 国債及び県債等による、ぎんなん基金を適切に運用します。
③福祉に関する情報発信機能の充実	地域住民の福祉活動への参画の促進を図るため、社会福祉協議会が運営する各施設などからも地域や施設利用者に向けて地域福祉に関する情報を発信することにより、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現を推進します。

2. 介護保険事業の推進

基本施策 / 事業	内 容
介護保険事業の推進	
①訪問介護事業の運営	介護を必要とする高齢者・障がい者の自宅を訪問し、食事や排泄・入浴などの介助、掃除や洗濯等のサービスを提供します。 ・営業日: 年中無休 ・営業時間: 7:00～21:00
②通所介護事業の運営	介護を必要とする高齢者・障がい者の方に、入浴・食事・レクリエーション等を提供します。 ・営業日: 月曜日～土曜日 ・営業時間: 9:00～17:00
③訪問入浴介護事業の運営	梵天の湯(温泉)を利用し、浴槽を部屋に設置し入浴介護サービスを提供します。 ・営業日: 月曜日・水曜日・金曜日 ・サービス提供時間: 9:00～17:00
④居宅介護支援事業の運営	要介護者の方が居宅において、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス等が適切に受けられるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成や相談援助を行います。 ・営業日: 月曜日～金曜日 ・営業時間: 8:30～17:00

3. 指定管理施設等の管理・運営

基本施策 / 事業	内 容
指定管理施設の管理・運営	
①老人福祉センターの管理・経営(5施設) ・ことぶき会館 ・ふれあい荘 ・やすらぎ荘 ・すこやか荘 ・上河内	各老人福祉センターの効果率・効率的な管理・経営に努めます。 ・教養講座事業 ・健康増進推進事業 ・健康相談事業 ・老人福祉センター祭 等 開館時間 9:30～16:00 9:00～16:00(上河内) ことぶき会館 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始 ふれあい荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始 やすらぎ荘 休館日 水曜日・国民の祝日・年末年始 すこやか荘 休館日 日曜日・国民の祝日の翌日・年末年始 上河内 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始

基本施策／事業	内 容
<p>②地域活動支援センターの管理・経営 (3施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雀の宮作業所 ・若草作業所 <p>・障がい者福祉センター</p>	<p>各地域活動支援センターの効果的・効率的な管理・経営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会参加促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 野外レクリエーション(年2回) 社会見学(年2回) ・地域に根ざした活動 <ul style="list-style-type: none"> 地域での各種祭典等に参加(年5回) ・文化教養講座 <ul style="list-style-type: none"> 健康講座 茶話会(年2回) ・健康づくりのための行事参加 <ul style="list-style-type: none"> スポーツ大会への参加(年2回) <p>開館時間 8:30～17:15 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始</p> <p>・地域活動支援センター事業(在宅障がい者の通所による日常生活の支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座事業(15講座を実施) ・障がい者福祉センター事業(医療・生活相談、センター交流会、福祉図書の貸し出し等) <p>開館時間 9:00～17:15 休館日 土曜日・日曜日・国民の祝日・年末年始</p>
<p>③総合福祉センターの管理・経営(2施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮市総合福祉センター ・河内総合福祉センター 	<p>各総合福祉センターの効果率・効率的な管理・経営に努めます。地域福祉活動の拠点として、福祉情報の提供や活動場所の提供を通して、地域福祉活動の増進に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアグループ等への会議室・研修室の貸出 ・福祉情報の提供 等 <p>宇都宮市総合福祉センター 開館時間 9:00～21:00 休館日 年末年始(12/29-1/3)</p> <p>河内総合福祉センター 開館時間 9:30～16:30 休館日 月曜日・国民の祝日・年末年始(12/27-1/4)</p>
<p>④茂原健康交流センターの管理・経営 (1施設)</p>	<p>茂原健康交流センターの効果率・効率的な管理・経営に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり講座事業 ・高齢者生きがい講座 ・感謝イベント 等 <p>開館時間 10:00～21:00 休館日 月曜日・年末年始</p>
<p>市からの受託事業の推進</p>	
<p>①障がい者生活支援センター相談機能の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉センター ・子ども発達センター 	<p>障がいのある方が、在宅で安心して生活が送れるよう、いろいろな相談に応じながら支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・各種講座・教室の運営 <ul style="list-style-type: none"> パソコン講座(年24回) 料理教室(年24回) 等
<p>②地域包括支援センター事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター御本丸 ・上河内地域包括支援センター 	<p>地域で暮らす高齢者の方を介護・医療・福祉など様々な面から総合的に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な事業 <ul style="list-style-type: none"> 総合相談 権利擁護業務 包括的・継続的マネジメント 介護予防マネジメント 介護予防事業 等
<p>③日中一時支援事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中一時支援事業(すずめ) ・日中一時支援事業(うだい) ・日中一時支援事業(かわち) 	<p>障がい児(者)の方に、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性・社会性などの習得の場を提供することにより将来の自立を見据えた健全育成を支援するとともに、保護者の負担軽減を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野外レクリエーション(年2回) ・季節のイベント(毎月) 等

基本施策／事業	内 容
④訪問介護員養成研修事業の推進	高齢者や心身障がい児(者)等の多様化するホームヘルプサービスのニーズに対応するため、必要な知識・技能を有する訪問介護員(ホームヘルパー)の2級課程養成事業を実施します。(年1回)
⑤身体障がい者福祉バス事業の推進	<p>身体に障がいを持つ方の社会参加を促進するため、身体障がい者福祉バス「友愛号」を運行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用対象者 市内に居住する障がい者及びその介護者等 ・利用の範囲 機能回復訓練、研修会等 ・乗車定員 32名まで(車イス2台可) ・運行の範囲 1日の走行距離、おおむね200km以内
⑥ゆうあいひろばの管理運営	<p>大型遊具などでの健全なあそびや工具教室等の活動を通じて、子供たちの心身の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした広場を管理運営します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃクリニック(年8回) ・工作教室(月4回) ・よみきかせ(月3回)等 <p>開館時間 9:00～18:00 休館日 年末年始</p>
県社協からの受託事業の推進	
①権利擁護センター「あすてらす」事業の推進	<p>認知症高齢者や障がいをお持ちの方など判断能力の不十分な人であっても福祉サービスの利用や契約が適切に行われるように支援し、日常的金銭管理等を併せて行いながら日常生活の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの利用援助 ・日常的金銭管理サービス ・書類等預かりサービス ・日常生活の見守り <p>一般相談 月曜日～金曜日 9:00～16:00 専門相談 遇数月第2火曜日 10:00～12:00 弁護士が対応</p>
②生活福祉資金貸付事業の推進	<p>失業者等、日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金の種類 総合支援資金 福祉資金、教育支援資金 不動産担保型生活資金 臨時特例つなぎ資金